

<p>成年後見ニュース</p> <p>じゃがれたー</p> <p>No.25</p> <p>(じゃがれたーは、日本成年後見法学会 (Japan Adult Guardianship Law Association) (=略称「JAGA」) が編集・発行するニュースレターです。)</p>	<p>発行日 平成27年 9月25日</p> <p>発行 日本成年後見法学会</p> <p>発行人 理事長 新井 誠</p> <p>編集 広報委員会</p> <p>[委員長] 富永 忠祐</p> <p>[委員] 岩井 英典</p> <p>大輪 典子</p> <p>小嶋 珠実</p> <p>佐藤 米生</p> <p>長谷川秀夫</p> <p>平岡 祐二</p> <p>星野 美子</p> <p>山口栄三郎</p>
--	--

巻頭言

日弁連高齢者・障害者権利支援センターの発足

日本弁護士連合会会長 **村越 進**

2015年6月24日に日本弁護士連合会高齢者・障害者権利支援センターが発足した。これまで日本弁護士連合会（以下、「日弁連」という）には、1998年設置の高齢者・障害者の権利に関する委員会（以下、「権利委員会」という）と2009年設置の高齢社会対策本部（以下、「本部」という）とがあったが、これを統合してセンターとしたものである。委員・幹事総勢172名で、日弁連の中でも有数の大規模委員会である。センターには①高齢者の権利に関する施策部会（高齢者部会）、②障害者の権利に関する施策部会（障害者部会）、③成年後見制度・意思決定支援部会（後見制度部会）、④福祉分野の法的サービス展開部会（新サービス展開部会）、⑤ひまわりあんしん事業推進部会（支援センター支援部会）の5つの部会を設置した。それぞれの部会は、これまで権利委員会や本部で蓄積してきたことを引き継ぎ、統合し、深化・発展させるものである。センターという名にふさわしいように、高齢者・障がい者の問題に関して日弁連の中で中心（center）となることが期待される。

さて、日弁連は、弁護士の使命に基づき、人権問題の調査・研究、人権思想の高揚に資するため、毎年1回、人権擁護大会を開催しているが、今年は、10月1日に幕張メッセ（千葉市）で開催する。

第2分科会では、意思決定支援制度に関するシンポジウムを行う。これは、権利委員会や本部がこれまでテーマとしてきた高齢者・障がい者の権利擁護（Advocacy）、当事者主権（Nothing About Us Without Us）、意思決定支援（Supported Decision Making）優先原則等をテーマとするものである。実行委員会は、成年後見制度の改革と、法律行為や財産管理にとどまらない幅広い意思決定支援をも視野に入れたシンポジウムを企画している。また意思決定支援法制の先進地域であるイギリス（2005年制定の意思決定能力法（the Mental Capacity Act 2005））とオーストラリアの調査結果も報告される予定である。

是非、多くの関係者や市民の方々にお集まりいただきたい。

最後に、貴学会のご発展をお祈りするとともに、貴学会と日弁連の連携・協力関係がさらに深まり、成年後見制度が市民にとってより使いやすいものとなり一層利用されることを期待する。

第12回学術大会

平成27年5月30日(土)、日本成年後見法学会第12回学術大会が日本大学法学部10号館で開催された。出席者は、約250名であった。はじめに新井誠理事長から昨年に引き続き「後見人の職務」をテーマとし、副題として「障害者権利条約を踏まえた方向性の模索」を掲げた意義が語られた。次いで、富永忠祐常任理事から昨年の学術大会の概要が簡潔に紹介された。

午前の部

◇フランスにおける成年後見制度と障害者権利条約

山城一真（早稲田大学准教授）

山城氏は、2007年フランス成年後見法の保佐、後見および司法救助の制度の概要を解説され、2+1の保護類型と称された。障害者権利条約との関係では、法定代理の可能性を残し、その合理的な運用を図るというフランスの制度設計は、一般的意見を誠実に考慮した結果としても1つのありうべき方向性を示しているように思われる、と述べられた。日本の成年後見法が後見人の代理によらない、あるいは保佐人の同意を得ずに本人がした法律行為を一律に取り消すことができるとしている点および取消権者の判断だけで取消しができるとしていることを「二重の意味で平板」であると指摘された。また、フランス法は緩やかな類型論を採用しており、日本法の改良点を探求するヒントがあるとも指摘された。

◇イギリス意思決定能力法（Mental Capacity Act 2005）に学ぶこと

浜島恭子（障害者インターナショナル日本会議（DPI））

浜島氏は、4年間イギリスに滞在して地域のメンタルヘルスのNPOでボランティアをされた経験からイギリスの2005年意思決定能力法（MCA）

の現実を具体的に説明された。MCAの特徴として、5原則中ベスト・インタレストがもっとも大事な原則であるが、イギリスでも議論があること、詳細な行動指針が発表されていること、永続的代理権に財産管理権以外に身上介護および医療行為の同意も含まれるようになったことおよび第三者意思能力代弁人（IMCA）を導入したことなどを指摘された。障害者権利条約12条との関連で、イギリス政府は合致しているという態度をとっているが、エセックス大学は改善可能な不順守があると報告している。なお、イギリスは、保守政権になってから財政緊縮策がとられ、障害者団体などへの補助が削減されて、その活動に支障が生じている現状も紹介された。

◇国連障害者権利条約と韓国における成年後見パラダイムの転換——意思決定代行から意思決定支援へ——

朴仁煥（仁荷大学校教授）

朴氏は、2013年7月施行の韓国の成年後見制度が国連障害者権利委員会から障害者の個人的な権利を尊重する一般的意見第1号と条約12条に完全に合致する意思決定支援への変更を勧告された事実から講演を始められた。次いで、後見人に一般的な取消権と広汎な代理権を認める成年後見類型、保護の必要性がある事項に限って同意をかけ必要な事項だけに代理権を与える限定後見類型および特定の事項と一時的に限定的な時間内での権限をもつ限定後見類型を説明された。さらに発達障害者向けの特定後見の活用並びに認知症高齢者向けの後見契約の普及事業について紹介された。意思決定支援の模索として、朴氏は、成年後見類型の利用は、余命が短く、社会活動の可能性のない場合に限定し、長期的には廃止すべきだとされる。限定後見類型については、同意権を意思決定支援の制度化を中心として変容していく可能性を模索すべきであるとされる。後見契約についても意思

決定支援を中心とした契約内容を形成する必要があるとされる。(弁護士 佐藤 米生)

午後の部

◇成年者保護の比較法的視点と支援付意思決定モデル

ミハエル・ガナー（インスブルック大学教授）

午後の部では、最初に、オーストリアのインスブルック大学のミハエル・ガナー氏の基調講演がなされた。ガナー氏は、オーストリアをはじめとする各国の法制度と障害者権利条約への対応等を報告したうえで、自己決定する能力や意思がどの程度あるかが重要であり、各自の能力や希望に従ってサポートを提供すべきであるが、現在、まだ十分に実現されていないので、意思決定支援のさらなるモデルを発展させる必要がある、度を超えた自己決定を強要するのではなく、状況に応じて適切な支援を提供することが肝要である、各国で代理モデルが実施されている現状は、意思決定支援を拡充する方向に改められるべきである、その際にはプロフェッショナルが後見人や代弁人を支援することが重要であると述べられた。

◇パネルディスカッション

引き続きパネルディスカッションに移り、赤沼康弘副理事長がコーディネーターを務めた。

まず、早稲田大学の山城氏からフランス法に関する報告がなされた。フランスでは、財産管理は法定代理で対応し、身上監護では意思決定支援の理念に沿った制度設計がなされている、取消権を行使する要件として裁判官の許可や損害が要求され、効果として減殺が認められており、必要性の原則との折合いが付けられている、後見人を選任する際、本人による事前指定がある場合にはこれに従い、それがない場合は家族の中から後見人を選任し、専門職後見人を選任するのは最終手段である、任意後見制度は2009年に施行されたとのことである。

次に、韓国・仁荷大学校の朴氏から韓国法に関する報告がなされた。韓国は2008年に条約を批准

し、2011年に民法が改正された、しかし、条約の理念は法改正に十分に反映されたとはいえない、韓国の障害者差別禁止法では、公共機関に対し、取引にあたって障害に応じた正当な便宜を提供することが義務付けられているとのことである。

次に、青山学院大学の熊谷士郎氏から指定発言がなされ、支援の概念の導入については、その対象、法的効果を明確にするのみならず、わが国の同意概念等、関連する法概念、法理論について理解を深める必要がある、現行制度における問題の所在を分析し、支援の技法の改善とそのため法の整備が急務であると述べられた。

次に、DPI 日本会議の浜島氏からイギリスの意思決定能力法に関する報告がなされた。イギリスでは、ベスト・インタレストをどのように把握するか、何を優先するのか等についてさまざまな議論がなされていることが、実例を交えて紹介された。

ここで、イギリスのガーディアンシップ・オフィスを訪問した経験のある明治大学の星野茂氏から指定発言がなされ、イギリスにおける財産管理の実情等について報告がなされた。

次に、社会福祉士の星野美子氏から、意思決定支援に配慮した後見制度の活用のあり方に関する調査研究結果の報告、司法書士の山崎政俊氏から、リーガルサポートがまとめた後見人の行動指針の報告、弁護士の井上計雄氏から、日本弁護士連合会の人権擁護大会で「成年後見制度から意思決定支援制度へ」のテーマでシンポジウムを開催することの報告がなされた。

最後に、ガナー氏から全体の感想が述べられたうえで、日本大学の清水恵介氏から総括がなされ、大きな盛り上がりの中でパネルディスカッションが幕を閉じた。(弁護士 富永 忠祐)

第12回総会報告

平成27年5月30日(土)午後1時から日本大学法学部10号館1041講堂にて、本学会の第12回総会が開催されたので、その概要を報告する。開会宣言の後、本学会規約12条により新井誠理事長が議長を務める告知がされ、議事録署名人は議長提案により北野俊光常任理事と星野茂常任理事となった。

◇議案第1号 平成26年度事業報告の件

事前配布の議事資料に基づき、平成26年度実施事業について池田恵利子副理事長が説明を行った。研究・調査部門では学術大会の開催、制度改正・判例研究・高次脳機能障害に関する各研究委員会の活動が報告された。続いて、学会誌「成年後見法研究」第12号の編集、国際交流活動、成年後見制度利用促進法（仮称）成立に向けた取組みが報告された。運営・広報部門については通常総会の開催や会報「じゃがれたー」の発行、総務・財務審査・広報・ホームページ各委員会の活動が報告された。以上について質問はなく、承認された。

◇議案第2号 平成26年度決算報告の件

前記議事資料内の決算書に基づき、伊藤佳江常任理事が平成26年度の決算報告を行い、続いて菅野協子監査役より適正処理の旨、報告がなされた。以上について質問はなく、承認された。

◇議案第3号 研究会・シンポジウム等有料化の件および第4号 平成27年度事業計画決定の件

議案第4号の一部を議案第3号が構成していることから両議案一括承認の議長提案があり、前記議事資料に基づき、議案3号を伊藤佳江常任理事が、議案4号を赤沼康弘副理事長が説明を行った。議案第3号は財政健全化のため平成27年10月1日以降の当学会主催研究会等への会員の参加費を原則有料とし、金額はその都度、常任理事会で決するとの提案がなされた。議案第4号は、議案第1号で報告された平成26年度の事業報告にあった活動を基本的には引き続き継続して行うとの説明がなされた。また、障害者権利条約と成年後見制度

に関する連続研究会を国際交流活動や各種委員会活動とあわせて今後とも継続するとの提案がなされた。以上について質問はなく、承認された。

◇議案第5号 平成27年度予算決定の件

伊藤佳江常任理事が前記議事資料に基づき、一般会計、研究基金特別会計につき予算案の説明を行った。①財政健全化、②学会の研究内容、③法人格なき社団と一般社団の使い分けについて質問があり、①補助金等事業と会費収納督促を確実に行う、②該当委員会への予算ヒアリング検証の結果である、③当学会設立経過および今後の運営を踏まえて最良の形態を採用した、との説明がなされ、承認された。

◇議案第6号 役員改選の件

大貫正男副理事長が当日配布資料と当学会規則に基づき、役員改選の説明を行った。以上について質問はなく、承認され、理事47名、監査役2名、幹事7名となった。

◇おわりに

最後に議長より財政状況の厳しさと今後の予定、成年後見利用促進法の動向について報告があり、日本大学・清水恵介常任理事への会場提供の謝辞にて当会が終了した。

(社会福祉士 平野 光男)

役員紹介

平成27年5月30日(土)、第12回総会が行われた。
平成27年4月1日現在の入会者数は、正会員883名、賛助会員2団体5名、会友250名である。会員の職能は研究者、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士、社会保険労務士、医師、公証人、自治体職員、社会福祉協議会職員など多岐にわたっている。

第12回総会では、規約19条に基づき役員の任期が終了したことに伴い、新役員（理事・監査役）の選任が行われた。また、同日に行われた第1回理事会において、理事長、副理事長、常任理事、幹事が決定したので、以下に紹介する。

理事・監査役・幹事一覧（50音順・敬称略）

【理事長】

新井 誠（中央大学）

【副理事長】

赤沼 康弘（東京弁護士会）

池田恵利子（東京社会福祉士会）

大貫 正男（埼玉司法書士会）

【常任理事】

伊藤 佳江（東京税理士会）

遠藤 英嗣（東京弁護士会）

小賀野晶一（中央大学）

金川 洋（長野県社会福祉士会）

北野 俊光（東京弁護士会）

熊谷 士郎（青山学院大学）

清水 恵介（日本大学）

高橋 弘（埼玉司法書士会）

富永 忠祐（東京弁護士会）

長谷川秀夫（千葉司法書士会）

星野 茂（明治大学）

村田 彰（流通経済大学）

【理事】

五十嵐禎人（千葉大学）

石渡 和実（東洋英和女学院大学）

井上 計雄（大阪弁護士会）

岩井 英典（札幌司法書士会）

岩城 和代（福岡県弁護士会）

岩志和一郎（早稲田大学）

大輪 典子（東京社会福祉士会）

沖倉 智美（大正大学）

小此木 清（群馬弁護士会）

長 秀之（霞ヶ関公証役場）

神谷 遊（同志社大学）

菊池 馨実（早稲田大学）

神崎満治郎（桐蔭横浜大学）

小嶋 珠実（神奈川県社会福祉士会）

五味 郁子（東京税理士会）

佐藤 米生（第一東京弁護士会）

志村 武（関東学院大学）

竹中 勲（同志社大学）

多田 宏治（大阪司法書士会）

寺尾 洋（銀座公証役場）

床谷 文雄（大阪大学）

西川 浩之（静岡県司法書士会）

芳賀 裕（福島県司法書士会）

橋本 健司（神奈川県司法書士会）

久岡 英樹（大阪弁護士会）

平川 博之（日本精神神経科診療所協会）

星野 美子（東京社会福祉士会）

本間 昭（認知症介護研究・研修東京センター）

松井 秀樹（東京司法書士会）

松友 了（社会福祉士事務所・早稲田スパイク）

森 徹（東京弁護士会）

【監査役】

菅野 協子（関東信越税理士会）

山崎 政俊（東京司法書士会）

【幹事】

黒田美亜紀（明治学院大学）

菅 富美枝（法政大学）

中村 昌美（名古屋学院大学）

名川 勝（筑波大学）

平岡 祐二（神奈川県社会福祉士会）

松本 容子（埼玉県司法書士会）

山城 一真（早稲田大学）

障害者権利条約と成年後見制度に関する連続研究会

第5回 参加報告

2015年2月7日(土)に「障害者権利条約と成年後見制度に関する連続研究会第5回」が開催された。今研究会では、まず、「国連障害者権利委員会一般意見書と成年後見制度」と題して、日本自閉症協会の柴田洋弥氏により、そして、「福祉領域などにおける意思決定支援の適用試論」と題して、筑波大学の名川勝氏により報告が行われた。

◇国連障害者権利委員会一般意見書と成年後見制度

ここでは、本連続研究会第3回で長瀬修氏が報告した国連障害者権利委員会が採択した一般意見書の説明の後に、欧州評議会、イギリス、カナダそして日本の、いわゆる「意思決定支援」の現状について報告があった。そして、柴田氏の意思決定支援としての法定代理制度試論や成年後見制度の根本的改革案、これまでもたびたび本学会で取り上げられている補助類型を中心とする制度への転換についての意見が述べられた。

◇福祉領域などにおける意思決定支援の適用試論

柴田氏に続いて、名川氏により、福祉領域における意思決定支援について報告があった。まず、「基本的な意思決定支援のプロセス(案)」が説明された。意思決定支援における基本手順を踏まえたうえで、代行決定のあり方やそのための話し合い(best interest meeting)のあり方などについて述べられた。柴田氏の報告でも触れられていたが、代行決定の際、best interest(最善の利益)より best interpretation of will and preference(意思と選好に関する最善の解釈)を重視している点は注目できる。また、名川氏は「preference」を本人の経験等に基づくものと説明し、意思決定支援の前提となる豊かな経験や支援者等との考え方の共有など意思決定支援のための環境をつくることの重要性を示した。このことは、柴田氏が報告した「知的障害への投票支援」にも関係する内容であった。

次に、意思決定支援と代行決定の関係についての説明があった。意思決定支援を「ある特定の意思決定を、それが必要とされるときに自力で行うことができる能力(capacity)がある時に適用される働きかけ」(当日のレジュメから引用)と定義し、イギリスの Mental Capacity Act 2005 の判定基準からは、代行決定ではない意思決定支援が行える対象者はかなり限定されるのではないかとの意見が述べられた。そして、意思決定支援から代行決定、つまり supported から substitute への切り換え・切り分けにおいて両者間は漸進的に変化し、この間に位置する co-decision-making や shared decision making の位置づけの検討の必要性が示された。

そして、意思決定支援プロセスには何らかの他者との相互作用を除外することはできないとしたうえで、福祉領域においては一般的な望ましさに向けて意思形成のための働きかけをすることがある。また、表明された本人意思を実現する支援は重要だが、ソーシャルワーク過程では、表明された意思にあえて反対しなければならないときがあるとした。この点で、意思形成支援や意思実現支援を意思決定支援のプロセスに入れることは意思決定支援の概念を混乱させかねないとし、法的な意思決定支援の取扱いと福祉領域などの支援関係における意思決定支援の違いを示した。

◇議論とまとめ

両氏の報告の後、1時間程度の議論の場が設けられた。活発な議論の詳細は省くが、最後に本学会新井誠理事長が意思決定支援と代理決定・代行決定との関係について解説を行った。法律行為のみならず、事実行為にも関係する福祉領域での preference を基盤におく意思決定支援の重要性など、今後の議論に向けての方向性が示された。

(社会福祉士 小嶋 珠実)

障害者権利条約と成年後見制度に関する連続研究会

第6回「支援と成年者保護」参加報告

(講師 ドイツ・ゲッチンゲン大学法学部 フォルカー・リップ教授)

平成27年4月11日(土)、中央大学駿河台記念館において標記研究会が開催された。なお、標記研究会では、教授の約2時間の講演の後、約1時間半にわたる活発な質疑応答が行われたが、この報告は、紙幅の都合上、前半の講演の内容のうち筆者の興味を強く引いた部分を中心としたものである。教授の講演は、概略、①障害者権利条約（以下、「条約」という）12条およびこれに関する一般的意見第1号の意義、とりわけ条約12条が定める支援の原則の重要性を説明した後、②ドイツ成年者保護法制と条約との関係を解説し、最後に③さらなる改革の必要性について述べる、という内容であり、条約批准後の日本の成年後見制度の方向性を考えるうえで重要な示唆に富んだ内容であった。

◇条約12条および一般的意見第1号の意義

①では、条約は支援の原則を定めており、パターナリズム的な代行意思決定から自己決定を基本とする支援付き意思決定へのパラダイム転換を求めていること、支援付き意思決定制度では、本人の法的能力の有無とは無関係に、本人が法的能力の行使にあたって支援を必要としているのであれば、それを利用する機会を提供することが求められていること、そして支援にあたっては本人の客観的利益を基準にするのではなく、本人の希望と選好・推定的意思を尊重し実現しなければならないこと、支援の反対概念は代行意思決定であり、代行意思決定とは本人の意思の実現を考慮せずに他者がその客観的な基準に従って決定してしまうことを意味すること、支援が代行意思決定に優先すること、代行意思決定は、それを正当化する特別の要件を満たす場合、すなわち本人が自ら権利を行使できない場合に本人の特に重要な法益を保護するための最後の手段として個別のケースごとに認められるものであること、支援には、法的なもののほか、助言や付添い等の事実上のものも含

まれること、条約12条は無制限の権利ではないし、これまでになかった新しい形の人権を求めているものでもないこと等の説明があった。

◇ドイツ成年者保護法制と条約との関係

②では、ドイツ成年者保護法制のうち、予防的代理権（任意後見）の制度はもちろん、法定世話（後見）制度も、条約12条に抵触するものではないこと、なぜなら、前者は徹頭徹尾本人の意思に従う制度であるし、後者も原則として本人の決定権限を奪うものではなく、法定代理のしくみではあるが、代理は単なる手段であって、世話人には代理ではない助言と付添いを優先し、代理にあっても本人の意思を尊重する義務が課されている（自由裁量は否定されている）ほか、裁判所も世話の開始・終了、世話人の選任にあたって本人の意思を基準に決定しなければならないとされており、条約が否定している代行意思決定の制度ではないし、さらには、例外的に同意権の留保（行為能力の制限）がされた場合でも、世話人には被世話人の希望と意思に従う義務があることから、直ちに条約違反とはいえないこと等の説明があった。

◇さらなる改革の必要性

③では、制度化された支援とインフォーマルな支援のいずれもが重要であることの指摘があった。

◇おわりに

なお、筆者は、条約12条が意思無能力者の法律行為の有効性についてどのように考えているのか疑問であったが、この点につき教授から、意思無能力者の意思表示（法律行為）は条約12条の下でも無効であって、それは、個別の事案ごとに判断されることであるから、そのように解しても12条に違反するものではない、との説明を聞くことができ、条約12条と意思無能力との関係に関する疑問を解消することができたことも収穫だった。

(司法書士 西川 浩之)

障害者権利条約と成年後見制度に関する連続研究会 第7回「アメリカ成年後見法の改革議論」参加報告

(講師 アメリカ・ミズリー大学ロースクール デイヴィッド・イングリッシュ教授)

2015年6月26日(金)午後18時30分から20時まで、早稲田大学8号館B101教室において標記研究会が開催された。

今回は「アメリカ合衆国の成年後見法制度の現状と展望」をめぐる講演である。講演者であるデイヴィッド・イングリッシュ氏はミズリー大学ロースクールの教授で統一法委員会の成年後見法改正委員会の委員長であり、アメリカ成年後見法研究の第一人者である。アメリカは連邦制の国家であり、成年後見法は各州で制定され、基本点は共通するものの、50の成年後見制度が存在することになる。そのため統一成年後見法(以下、「UGPPA」という)が起草され、その全部または一部が各州法に取り入れられている。1969年の制定以後、UGPPAは2回の改訂を経て、高齢化の進展する現在の状況にさらに対応するべく、2017年の改訂をめざしている。改訂のめざすところはまさにアメリカ成年後見法の未来の姿である。改訂の重要項目は、実に7点にわたる。

◇改訂の重要項目

第1は、人権尊重のための用語の見直しである。適切な言葉は人権尊重そのものである。

第2は、裁判所の役割の増大である。身上後見人・財産管理後見人は年次報告書を提出するように定められているが、書類の形式審査以上に、裁判所が業務を実際に審査する方向をめざす。

第3は、一番の重要点であるが、後見人による意思決定システムの見直しである。①国連障害者権利条約(アメリカは批准していないが)は意思決定支援へのシフトを提唱している。知的障害者に対して、本人の自己決定を尊重し、意思決定を支援していくことは望ましく、有益である。しかし、高齢者支援については意思決定支援は、あまり有益ではない。対象によって支援の方法は異なる。UGPPAは意思決定支援と「推定される本

人の意思」に基づく後見人の代行決定を引き続き認める。「最善の利益の基準」は最後の基準である。

第4に、医療行為における意思決定についてである。身上後見人によるところであるが、決定の基準形成は最も困難で、判例法によって形成された分野である。UGPPAは最大限の本人の意思の尊重と最善の利益の基準を踏襲し、基準の明文化をめざす。

第5は、住居の決定についてである。本人の自宅またはコミュニティの居住の尊重、転居の際の裁判所の関与——住居の審査を要求する。

第6は、財産管理後見人による決定基準についてである。財産管理については代行決定が、多くの役割を果たすのであるが、「慎重人の原則」による決定が要求される。財産管理後見人の管理失敗・財産侵奪を防止するために、後見人に保証金を提供させることをめざす。

第7は、身上後見人・財産管理後見人に対する合理的な報酬規定を設けることである。

◇おわりに

知的障害者に対する「意思決定支援」有用性と、高齢者に対する「代行決定」の必要性がきちんと識別され、今後のアメリカ法の大きな流れが理解できた。日本における障害者権利条約・意思決定支援と現行成年後見法との整合性が見えてこよう。

(名古屋学院大学教授 中村 昌美)

判例研究

判例研究委員会

■成年後見の審判を受けていないが事理弁識能力を欠く常況にある者への民法158条1項の類推適用
(最高裁平成26年3月14日判決・判時2224号44頁等)

〔事案の概要〕

Aには、妻X、長男Yほか計6人の法定相続人がいたが、遺産をすべてYに相続させると遺言して、平成20年10月22日に死亡した。その後、AXの長女と次男は平成21年8月5日にXの後見開始の審判を申し立て、平成22年4月24日に後見開始の審判が確定し、Xの成年後見人B弁護士は、同年4月29日にYに対しXの遺留分減殺請求権を行使した。ただし、B(X)の遺留分減殺請求は、相続開始から1年以上経過した後で、遺留分減殺請求権の時効が完成していた(民法1042条前段)。そこで、時効期間の満了前6カ月以内に成年被後見人に法定代理人がいなかったときは、法定代理人の就任から6カ月間は時効が完成しないという民法158条1項の類推適用が問題となった。1審、原審は、同項は、成年被後見人ではない事理弁識能力を欠く常況にある者には類推適用されないとした。そこで、Xが上告した。

〔判決要旨〕

民法158条1項が、成年被後見人に法定代理人がいなかったときに時効の停止を認めるのは、「成年被後見人等については、その該当性並びに法定代理人の選任の有無及び時期が形式的、画一的に確定し得る事実」だから、時効の停止を認めても時効の援用権者の「予見可能性を不当に奪う」ことはないからである。他方で、事理弁識能力を欠く常況にある者が後見開始の審判を受けていないときは、「既にその申立てが」されていても、「法定代理人を有しない場合には時効中断の措置を執ることができない」から、「成年被後見人と同様に保護する必要がある」。しかも、その場合に民法158条1項を類推適用しても、時効の援用権者の「予見可能性を不当に奪うものとはいえないときもあり得る」から、申立ての「時期、状況等によっては、同項の類推適用を認める余地がある」。だから、「時効の期間の満了前6箇月以内の間に……事理を弁識する能力を欠く常況にある者に法定代理人がいなかった場合に」は、「少なくとも、時効の期間の満了前の申立てに基づき後見開始の審判がされたときは、民法158条1項の類推適用により、法定代理人が就職した時から6箇月を経過するまで」は「時効は、完成しないと解するのが相当」と判示した。

〔解説〕

成年後見の立法以前に民法158条1項が、禁治産者に法定代理人がいなかった場合に限って時効の停止を認めたのは、禁治産には戸籍の公示があり、相手方には予見可能性があったと考えたからである。しかし、成年後見では、最初から公示の要請は重視されていない。さらに、本判決以前に、不法行為による損害賠償請求権の除斥期間を規定した民法724条後段に関して、禁治産宣告のない意思無能力者に民法158条1項(の趣旨)を類推適用するという(裁)判例、および、時効に関しても同項を類推適用する裁判例が存在した。だから、本判決の結論は当然であり、しかも、本判決は時効期間の満了前に後見開始の審判の申立てがあったという事情を考慮しているが、「『少なくとも、』時効の期間の満了前の申立てに基づき後見開始の審判がされたときは」としているから、より広く心神喪失の常況にある者に時効の停止の可能性を認めたものとする(藤原正則「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者に法定代理人がいなかった場合と民法158条1項の類推適用——最高裁平成26年3月14日判決——」実践成年後見55号78頁以下を参照)。

(北海道大学教授 藤原 正則)

◆お知らせ◆

ホームページがリニューアルします！

当学会のホームページを今秋、リニューアルします。アドレスは〈<http://www.jaga.gr.jp/>〉です（以前と同じです）。

成年後見制度に関する情報を広く発信することはもちろん、当学会主催のシンポジウム・講演・各種イベントの告知をはじめ、各研究委員会による提言・研究成果などの情報を発信いたします。また、会報「じゃがれたー」のバックナンバーに加え主要な資料をダウンロードできるようにして、誰もが制度の豊富な情報にアクセスできるように工夫いたします。

さらに、障害者権利条約の批准に伴い、国際的な連携を視野に入れ、英文によるページも充実させていく予定です。

また、スマートフォンでの閲覧も可能になり、より便利になります。

なお、ホームページにつきまして、お気づきの点等がございましたら事務局までメール（j_jaga@nifty.com）にてご連絡をください。

今後、より充実したホームページを構築してまいりますので、是非ご利用ください。



障害者権利条約と成年後見制度に関する連続研究会 第8回 開催のお知らせ

日時：2015年10月12日（月・祝）13時～17時（受付：12時30分）
 場所：筑波大学東京キャンパス文京校舎 B1F 多目的講義室 1
 （東京都文京区大塚 3-29-1）
 講師：ダグマール・ケスター＝ヴァルチェン氏（ゲッティングゲン大学 名誉教授）
 ミヒャエル・ケスター氏（ミュンヘン大学名誉教授）
 テーマ：ドイツの成年後見——身上監護と健康配慮（仮）
 聴講料：正会員・会友2000円、一般4000円
 ※第12回総会にてご報告いたしましたように、聴講は原則、有料となります。ご理解のほどお願い申し上げます。

田山輝明氏、名誉会員として表彰

第12回学術大会・総会において、成年後見制度および本学会の発展に著しく貢献した、田山輝明氏（早稲田大学）が、本学会の名誉会員として表彰されました。名誉会員は、戴東雄氏（台湾大学名誉教授）、デンゼル・ラッシュ氏（イギリス・ロンドン保護裁判所上席判事）、フォルカー・リップ氏（ドイツ・ゲッティングゲン大学教授）、須永醇氏（法政大学名誉教授）、利谷信義氏（東京大学名誉教授）とあわせて6名となりました。

【日本成年後見法学会事務局】

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3-7-16
 (株)民事法研究会内
 TEL 03-5798-7239 (直) FAX 03-5798-7278
 E-mail j_jaga@nifty.com

◆編集後記◆ いったんは、高度な社会的経験をしてから認知症になる高齢者への支援で、デイヴィッド・イングリッシュ先生は「高齢者への『意思決定支援』は有益ではない」と述べた。注目したい。
 (長谷川秀夫)